

独立行政法人日本学術振興会の事業における 論文のオープンアクセス化に関する実施方針

平成29年3月9日
理事長 裁定

1 趣旨

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）の科学研究費助成事業では、それによる学術研究の成果が論文等の形で公開されることを原則としてきたところである。近年インターネットの発達により、学術出版のスキームに大きな変革がもたらされるとともに、学術情報のオープン化への動きが加速している。

オープン化に関して、報告「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について～サイエンスの新たな飛躍の時代の幕開け～」(平成27年3月30日、内閣府国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会)、及び、審議まとめ「学術情報のオープン化の推進について」(平成28年2月26日、文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会学術情報委員会)が発出されている。振興会ではこれらを踏まえ、科学研究費助成事業をはじめとする研究資金による研究成果論文のオープンアクセス化について、以下のとおり実施方針を定める。

2 定義

本方針における論文のオープンアクセス化とは、査読付きの学術雑誌等に掲載された論文を誰でもインターネットから時間や場所の制約なく無料でアクセスし入手できるようにすることをいう。

3 取組

新たな知を創出する学術研究の成果は、人類社会の持続的発展の基礎となる共通の知的資産として共有されることが望ましい。また、研究成果のオープンアクセスを通じた利活用を促進することにより、分野を越えた新たな知見の創出や効率的な研究の推進等に資するとともに、研究成果への理解促進や研究成果の更なる普及につながることを期待される。

振興会はこれらの意義を踏まえ、振興会が交付する研究資金による論文については原則としてオープンアクセスとなるように、文部科学省や国立情報学研究所等関連機関と連携を図りつつ取り組むものとする。

4 推進方策

振興会は、振興会が交付する研究資金による論文が原則としてオープンアクセスとなるように、公募要領等にオープンアクセス化の推進について明示するものとする。

このとき、振興会は次のようなオープンアクセス化の方法も例示する。

- ① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間（エンバーゴ）（※1）後（例えば6ヶ月後）、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ（※2）又は研究者が開設するWeb等に最終原稿を公開（セルフアーカイブ）（※3）することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ② 研究コミュニティや公的機関が開設するWebに論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ③ 論文の著者がオープンアクセス掲載料（APC: Article Processing Charge）を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

※1 エンバーゴ

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネット上のアーカイブシステム（リポジトリ）などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2 機関リポジトリ

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3 セルフアーカイブ

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外（研究者や所属研究機関）が、Web（一般的には、機関リポジトリ）に登録すること。

5 対象範囲

本方針の対象となる研究成果は、本方針施行以降に公募した事業のものとする。

著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではない。

この方針は平成29年3月9日から実施する。